



1. 三菱重工ビル爆破事件に思う
2. 公害病補償制度のスタートに際して
3. 寝耳に水

1. 何とも驚くべき腹立たしい事件であった。巻添えによって亡くなられた方々、負傷された方々には全くお気の毒であった。重傷者の中には高野務元土木学会会長（三菱地所）、宮地武夫（宮地鉄工所）、小川新市（宮地建設工業）の土木学会会員が含まれており、一日も早いご回復を心からお見舞申上げる。しかし意外であったのは大部分の人びとの負傷は、間接的ともいえるビルのガラス窓の破損によることである。本来このようなガラスは大きな外力に耐えるような強化ガラスを用いてあるはずであるが、今度のように不測の力が加わるとひとたまりもない。この場合ひび割れ程度でとどまるか、割れても破片が鋭利な刃と化さないような細かい丸い粒子状となっていれば被害が少なくすんでいたかもしれない。大地震の発生も考えられる今日、高層ビルのガラスには、このような方向の研究と実施が望まれる。またガラスに限らず窓わく等の主要構造物以外のものにも安全性の面から見なおしの必要なものは多いのではなからうか。

土木建築の分野では元来、強くて、安くて、安全なものという目標のもとに物がつくられているが、安全性の中に“作られた物が破壊しないためのもの”を一步進めた“破壊する時の安全性”を考える必要が出てくるのではないだろうか。 [S]

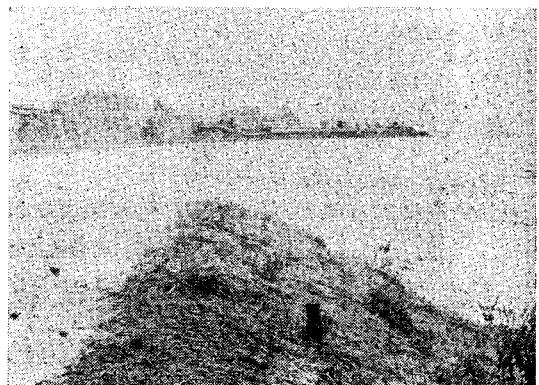
2. 中央公害対策審議会環境保健部会の答申により、その内容が明らかになってきた公害健康被害補償制度は、公害発生企業が民事的な責任に基づいて、被害者に補償するという世界にも類のない、初めての試みである。こうした制度をつくらざるを得なかったのも、わが国の公害が異常に激烈だったからであり、この制度の目的が被害者救済を通じて最終的には発生源の防止にあることは同法が成立したときの国会の付帯決議でも強調されている。したがって、公害発生企業に対する賦課金に懲罰的な効果を持たせているのも当然である。

しかし、この賦課金を環境汚染の免罪符として「カネを出す代わりに公害も出す」と言うことになったのでは元も子もない。この制度の趣旨を十分に発揮させるためにも、公害発生源への規制を一段と強化し、また、制度を運用する過程で不備が生じたならば進んでこれを補う努力を続け、真の意味で被害者の救済、さらに被害者の減少することを望む次第である。 [C]

3. 「水を治める者が国を治める」と古来から良く言われる。治水ということは古今東西において非常に困難なことであったのであろう。9月はじめに都下狛江市で発生した多摩川堤防の決壊とそれに続く復旧作業の経過をみていると改めて水の凶りしれない恐ろしさを感じる。

今回の事件は各種の疑問を抱かせる。堤防の構造は完全だったのか？ 都心を流れる河川の堤防はより完全な新しい構造のものを検討すべきではないのか？ 河川敷の管理等は完全だったのか？ 決壊後の緊急対策としてより効果ある対策はないのか？ 被害に対する補償はどうなるのか等々。

新しい都市型災害として、集中豪雨による都心の中小河川の氾濫による被害も続発している。「寝耳に水」ということのないよう治水関係者のいっそうの努力を期待したい。



[C]

多摩川堤防の決壊直後（東大河川研 宮村忠氏提供）